

議案第16号

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部改正
について

別紙のとおり、琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成31年 3 月 5 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

平成31年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

平成31年琴浦町条例第 号

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例の一部を改正する条例

琴浦町福祉サービス事業手数料の徴収に関する条例(平成28年琴浦町条例第10号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、太枠で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表(第2条、第3条関係)			別表(第2条、第3条関係)		
事業名	種類	手数料の額	事業名	種類	手数料の額
略			略		
琴浦町温水利用の介護予防事業	利用料	1回当たり 10 0円	琴浦町温水利用の介護予防事業	利用料	1回当たり 10 0円
琴浦町高齢者筋力向上トレーニング事業	ちょこっとりハビリ教室利用料	1回当たり 15 0円	琴浦町高齢者筋力向上トレーニング事業	パワーリハビリ利用料	1回当たり 20 0円
				ちょこっとりハビリ教室利用料	1回当たり 15 0円

琴浦町介護 予防教室	いき がい 利用 料	1 回当たり 15 0円	琴浦町介護 予防教室	いき がい 利用 料	1 回当たり 15 0円
	はれ ばれ 利用 料	1 回当たり 20 0円		はれ ばれ 利用 料	1 回当たり 20 0円
琴浦町生活 援助サービ ス事業	利用 料	1,500 円に介護 保険法施行規則 (平成 11 年厚生 省令第 36 号)第 28 条の 2 第 1 項 に基づき交付さ れた介護保険負 担割合証(以下 「負担割合証」 という。)に記載 されている利用 者負担の割合を 乗じて得た額	琴浦町生活 管理指導員 派遣事業	利用 料	1 時間当たり 235円
	利用 料(買 物の み利 用の 場合)	1,000 円に負担 割合証に記載さ れている利用者 負担の割合を乗 じて得た額	琴浦町生活 管理指導短 期宿泊事業	利用 料	1 日当たり 38 0円

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。